

地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

地域密着型介護サービス費の請求に関する事項については、現在の体制を変更しようとする場合にあらかじめ届け出る必要があります。

次の要領に従い、郵送（持参不可）にて届出を行ってください。封筒表面に「地域密着型介護サービス費に係る届出書在中」と朱書きの上、不着時のトラブルを避けるため、必ず簡易書留にて郵送願います。

また、期限後の提出や、期限内の提出であっても内容等に不備がある場合は受理できませんので、お早めに提出願います。（加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。）

なお、加算及び減算に係る届出については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、必要な書類を提出してください。

加算に係る事項

1 書類の提出期限について

介護職員処遇改善加算を除き、算定開始前月の15日までに広域連合本部事業課育成指導係必着。
（例：4月15日までに提出すれば、5月より算定可能。）

サービス区分	届 出 日	加算算定 開始月	(例)
○認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	毎月15日以前	翌月	(5月1日から 算定の場合) <u>4月15日締切</u>
○小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	毎月16日以降	翌々月	
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○複合型サービス			
○認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む)	届出受理日が 月の初日	当該月	(5月1日から 算定の場合) 5月1日締切
○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日が 月の初日以外	翌月	

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

1 届出の受理

(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月十五日以前になされた場合には翌月から、十六日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。…（略）…

2 提出書類

【共通事項】

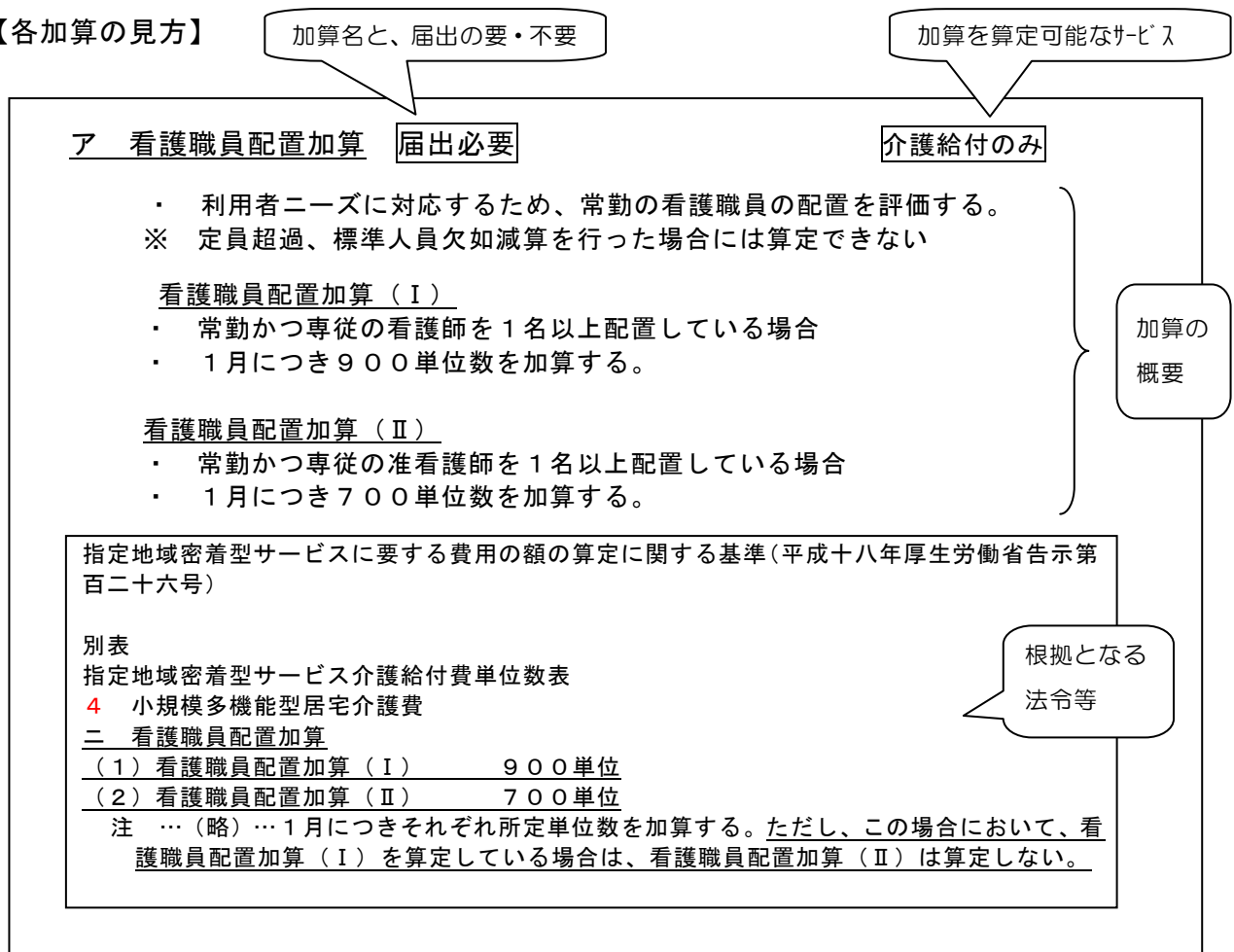
- ・ 変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・ 小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの。
（運営規程や重要事項説明書等介護給付費算定に係る体制等の変更に伴い改正したもの。）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

【算定体制ごとの個別事項】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表に記載の書類を添付してください。

3 加算の種類

【各加算の見方】



ア 看護職員配置加算 届出必要

介護給付のみ

- ・ 利用者ニーズに対応するため、常勤の看護職員の配置を評価する。
- ※ 定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

看護職員配置加算（Ⅰ）

- ・ 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合
- ・ 1月につき900単位数を加算する。

看護職員配置加算（Ⅱ）

- ・ 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合
- ・ 1月につき700単位数を加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費

二 看護職員配置加算

（Ⅰ）看護職員配置加算（Ⅰ） 900単位

（Ⅱ）看護職員配置加算（Ⅱ） 700単位

注 …（略）…1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護職員配置加算（Ⅱ）は算定しない。

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

三十三 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算（Ⅰ）を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

（Ⅰ）専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。

（Ⅱ）通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。（※）

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

ロ 看護職員配置加算（Ⅱ）を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

（Ⅰ）専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

（Ⅱ）イ（Ⅱ）に該当するものであること。（※）

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

- ・ 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う。

※ 定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1月につき500単位を加算する。

- ・ 介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1月につき350単位を加算する。

- ・ 介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1月につき350単位を加算する。

- ・ 介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上

※このほか、（Ⅰ）～（Ⅲ）について、それぞれ以下の基準のいずれにも適合することを要する。

- ・ 事業所のすべての介護従業者に対し、介護従業者ごとの研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ・ 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。

- ・ 職員の割合は、（参考様式19）サービス提供体制強化加算確認表を用いて、常勤換算方法により算出すること。

また、（参考様式19）の提出対象月については、当様式の【サービス提供体制強化加算の取扱いについて】を参照すること。

- ・ 算定開始以降も各事業所にて、要件を満たしているか確認すること。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費 （2 介護予防小規模多機能型居宅介護費 二）

へ サービス提供体制強化加算

注 …（略）…1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 500単位

（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 350単位

（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位

厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）

三十五 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （1） 指定小規模多機能型居宅介護事業所のすべての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- （2） 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- （3） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(4) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(※)

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) イ(1)、(2)及び(4)(※)に該当するものであること。

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)、(2)及び(4)(※)に該当するものであること。

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

(九十六 介護予防小規模多機能型居宅介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準に準じる。)

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

(6) サービス提供体制加算の取扱い

① 2(12)①、②、及び④から⑦まで並びに4(10)②、③及び⑤を準用すること。

2(12)①…研修について

介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

2(12)②…会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12)④…職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月以降以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

2(12)⑤…前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、

その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の５の届出を提出しなければならない。

※第一の５の届出…加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

2(12)⑥…（略）

2(12)⑦…（略）

4(10)②…勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

4(10)③…勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(10)⑤…同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

5(6)② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について）

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ウ 初期加算（届出不要）

介護給付（予防給付）

- ・ 登録した日から起算して３０日以内の期間について、１日につき３０単位を加算する。
- ・ ３０日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費 （2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

□ 初期加算 30単位

注 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。３０日を超える病院又は診療所への入院後に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

エ 認知症加算（届出不要）

介護給付のみ

- ・ 利用者ニーズに対応するため、認知症高齢者等への対応を評価する。

認知症加算（Ⅰ）

- ・ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）
- ・ 1月につき800単位数を加算する。

認知症加算（Ⅱ）

- ・ 要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）
- ・ 1月につき500単位数を加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費

ハ 認知症加算

（1）認知症加算（Ⅰ） 800単位

（2）認知症加算（Ⅱ） 500単位

注 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）

三十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のハの注の厚生労働大臣が定める登録者

イ 認知症加算（Ⅰ）を算定すべき利用者

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

ロ 認知症加算（Ⅱ）を算定すべき利用者

要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

（4）認知症加算について

- ① 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。
- ② 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（１２）「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

- ① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成五年十月二十六日老健第一三五号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」という。）を用いるものとする。
- ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成二十一年九月三十日老発〇九三一〇第五厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「３ 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「３．心身の状態に関する意見 （１） 日常生活の自立度等について ・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
- ③ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「２（４） 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」９の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

- ・ 利用者数が多い事業所では収支が安定化する傾向にあることを踏まえ、居宅介護支援事業者との連携の推進や利用者の増加を図るとともに、宿泊サービス利用者がいない場合の夜勤職員の配置基準の見直しにより、経営の効率化のための措置を講じた上で、事業開始後の一定期間における経営の安定化を図るための評価を行う。
- ・ この加算は、平成 27 年 3 月 31 日までの間算定できる。
- ・ 事業開始後 1 年未満であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の 70% を下回る事業所であること。
- ・ 1 月につき 500 単位数を加算する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費 ハ）

ホ 事業開始時支援加算 500 単位

注 事業開始後 1 年未満の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員…（略）…の 100 分の 70 に満たない指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所について、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 月につき所定単位数を加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

（5） 事業開始時支援加算について

- ① 「事業開始」とは、指定日（指定の効力が発生する日をいう。）の属する月をいうものとする。
- ② ホの注における「登録者の数」とは、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者数を合算した数をいう。
- ③ 算定月までの間百分の七十に満たないとは、算定月の末日時点において、百分の七十以上となっていないことをいうものである。
- ④ 登録者の数が過去に一度でも登録定員の百分の七十以上となったことのある事業所については、その後百分の七十を下回った場合であっても、当該加算の算定はできないものである。
- ⑤ 当該加算は、区分支給限度額から控除するものである。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

力 介護職員処遇改善加算 **届出必要** **【平成 24 年度新規】** **介護給付**（予防給付）

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成 27 年 3 月 31 日までの間、介護職員処遇改善加算を創設する。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数（注）にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の 90 / 100

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の 80 / 100

サービス	加算率
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4. 2 %

（注）所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

[届出時期]

- ・ 加算を算定しようとする介護サービス事業者は介護職員処遇改善計画書を作成し、必要な書類と併せて、算定を受ける年度の前年度の 2 月末日までに、年度の途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月末日までに、福岡県介護保険広域連合長へ届出をすること。

[算定要件]

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

下記 （１）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

下記 （１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（７）キャリアパス要件又は（８）定量的要件に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

下記 （１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１） 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。
- （２） 介護職員処遇改善計画書
 - （１）の計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、福岡県介護保険広域連合長に届け出ていること。
- （３） 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- （４） 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を福岡県介護保険広域連合長に報告すること。
- （５） 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- （６） 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- （７） キャリアパス要件
 - 次のいずれかに適合すること。

- ・ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。キャリアパス要件Ⅰ該当
 - ・ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。キャリアパス要件Ⅱ該当
- (8) 定量的要件
- 平成20年10月から介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した、（賃金改善に関するものを除く）介護職員の処遇改善の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。

【賃金改善の実績報告】【38頁以降参照】

介護サービス事業者等は、各事業年度における 最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、福岡県介護保険広域連合長に対して、以下の事項を含めた「介護職員処遇改善実績報告書」を提出し、5年間（※条例による記録の保存期間）保存すること。

- 1 加算の総額
- 2 賃金改善実施期間
- 3 賃金改善実施期間における
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 4 実施した賃金改善の方法
- 5 第4号の賃金改善の実施に要した費用の総額
（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
- 6 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
第5号の額を第3号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

ト（ホ） 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成 27 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからヘ（二）までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）

三十六（九十七） （介護予防）小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する

二十九

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 小規模多機能型居宅介護事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長（特別区の区長を含む。）に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつイ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

(7) 介護職員処遇改善加算について

2 の(13)を準用する。

2 の(13)… 介護職員処遇改善加算は、平成二十三年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成二十六年度までの間に限り創設したものである。その内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 24 年 3 月 16 日老発 0316 第 2 号 厚生労働省老健局長通知）

1. 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

2. 加算の仕組みと賃金改善等の実施

(1) 加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(2) 賃金改善等の実施等

① 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

② 介護職員処遇改善計画書の作成

i) 介護職員処遇改善計画書の記載事項

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基準」（以下「算定基準」という。）第四号イ（2）に定める介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式 2 により作成し、別紙様式 3 により都道府県知事等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業所等の指定権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ること。

一 加算の見込額 3 により算定された額

二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額であって、一の額を上回る額

三 賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

四 賃金改善実施期間 原則 4 月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の 3 月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ii) 必要書類の添付

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）及び労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等届出書の作成

算定基準第四号イ（７）（以下「キャリアパス要件」という。）及び（８）（以下「定量的要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）については、次に掲げる基準の適状状況に応じた 4 の所定の率を加算額に乘じるものとする。

キャリアパス要件等については、別紙様式 6 のキャリアパス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとする。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、過年度にキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

（キャリアパス要件）

次の一又は二に適合すること。

一 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

二 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a) 又は b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b) 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての介護職員に周知していること。

④ 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。））。以下同じ。）の圏域を越えて所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限

る。)についても同様とする。なお、この場合、別紙様式4により、別紙様式添付書類2及び添付書類3を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

⑤その他

加算の目的や、算定基準イ(5)を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

3. 加算の見込み額の計算

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算による。

介護報酬総単位数×サービス別加算率…〈略〉…(一単位未満の端数四捨五入)×一単位の単価
(一円未満の端数切り捨て)

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

また、加算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等において、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込み額の計算については、別紙1に掲げる表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位(1単位未満の端数切り捨て)を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込みの算定方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

(介護報酬総単位数+介護職員処遇改善加算の単位数)×一単位の単価(一円未満の端数切り捨て)

4. 加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、介護報酬総単位数に、別紙1のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額(1単位未満の端数四捨五入)とする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 一 算定基準イ(7)又は(8)のいずれか一方に適合する場合 | 90/100 |
| 二 算定基準イ(7)又は(8)のいずれにも適合しない場合 | 80/100 |

5. 加算の停止

都道府県知事等は、介護職員処遇改善加算は、加算を算定する介護サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)であって一括して介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

- 一 算定要件を満たさなくなった場合
- 二 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

6. 都道府県知事等への届出

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

7. 平成24年度当初の特例

…〈略〉…

8. 都道府県知事等への変更の届出

介護サービス事業者は、加算を算定する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- 四 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率変動する場合又は2（2）③一又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

9. 賃金改善の実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

- 一 加算の総額
- 二 賃金改善実施期間
- 三 第二号の期間における次の事項
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 四 実施した賃金改善の方法
「基本給を介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。
- 五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
- 六 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

- ① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- ② また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

6 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

4又は5により不当利得金を市町村へ返還することとなった事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

減算に係る事項

1 書類の提出期限について

原則として、あらかじめ広域連合本部事業課育成指導係に届出を行うこと。ただし、算定開始後の届出になる場合については、速やかに届出を行うこと。

2 提出書類

- ・ 変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

3 減算の種類

ア 定員超過利用に対する減算（70/100）（届出不要）

- ・ 利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均（当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数）を用いる（小数点以下は切り上げ）。
- ・ 定員超過利用の基準に該当することとなった翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
- ・ 広域連合長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。
- ・ 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から減算を行うものとする。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

注1 …（略）…ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

七（二十） 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の登録者の数（※1）が次の表の上欄に掲げる基準（※2）に該当する場合における（介護予防）小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄（※3）に掲げるところにより算定する。

（※1）…（略）…指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数

（※2）運営規程に定められている登録定員を超えること。

（※3）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（6）定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ② この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、一月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所…（略）…については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
- ④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所…（略）…に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

イ 人員基準欠如（看護・介護職員）に対する減算（70/100） 届出必要

- ① 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
- ② 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

- ・ 職員数は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第 2 位以下を切り捨て）。
- ・ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする）の平均（前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数）を用いる（小数点第 2 位以下を切り上げ）。
- ・ 広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（1 月につき）

注 1 …（略）…ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

七（二十） 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）小規模多機能型居宅介護費の算定方法

ロ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準（※１）に該当する場合における（介護予防）小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄（※２）に掲げるところにより算定する。

（※１）指定地域密着型（介護予防）サービス基準第六十三（四十四）条に定める員数を置いていること。

（※２）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（７）常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所…（略）…において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第二位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、一月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

（８）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては、一日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。

③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ウ 人員基準欠如（看護・介護職員）に対する減算（70/100） **届出必要**【平成 24 年度内容追加】

〔 夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員、サテライト型事業所の訪問サービスの提供に当たる従業者の人員基準欠如 〕

- ・ ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について減算する。
- ① 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が二日以上連続して発生した場合
- ② 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が四日以上発生した場合
- ・ 広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（8）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- ③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - ハ …（略）…なお、小規模多機能型居宅介護従業者…（略）…については、…（略）…夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに…（略）…サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所…（略）…の訪問サービスの提供に当たる職員…（略）…の人員基準欠如に係る減算の取扱いは⑤を参照すること。
- ⑤ …（略）…夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びにサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。
 - イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が二日以上連続して発生した場合
 - ロ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が四日以上発生した場合
- ⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

- ① その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。
- ② 小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合についても、同様の取扱いとする。
- ③ ただし、都道府県における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員が当該研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととする。

- ・ 広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

注1 …（略）…ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

七（二十） 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）小規模多機能型居宅介護費の算定方法

ロ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準（※1）に該当する場合における（介護予防）小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄（※2）に掲げるところにより算定する。

（※1）指定地域密着型（介護予防）サービス基準第六十三（四十四）条に定める員数を置いていること。

（※2）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（8）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- ④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに複合型サービス事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第六十三条第十二項に規定する研修修了者並びに…（略）…が必要な研修を修了していない場合…（略）…についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）

における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所にあつては介護支援専門員を…（略）…新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員…（略）…が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員…（略）…が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であつて、当該離職等の翌々月までに、研修修了が確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。

- ⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

オ 同一建物居住者等への減算 (90/100) **届出必要**【平成 24 年度新規】

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。
- ・ 所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。
- ・ 減算対象となるのは同一建物に居住する登録者。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（1 月につき）

注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所において、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年国土交通省令第 64 号）の施行の際現に同令第 1 条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 条）第 3 条第 5 号に規定する高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅に限る。）に居住する利用者に対し、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

三十二 指定小規模多機能型居宅介護における指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の注 2 に係る施設基準

前年度の一月当たり実登録者（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所…（略）…の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。）の数（当

該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者…（略）…が指定介護予防（指定）小規模多機能型居宅介護事業者…（略）…の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防（指定）小規模多機能型居宅介護事業所…（略）…における前年度の一月当たりの実登録者の数を含む。）登録定員の百分の八十以上の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所であること。

（九十 …（略）…指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注2に係る施設基準
第三十二号の規定を準用する。）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

（2）小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い

① 3（5）①及び③を準用する

3（5）①…同一建物の定義

注2における「同一の建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は旧高齢者専用賃貸住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

3（5）③…本減算の対象となるのは、当該事業所と同一の建物に居住する利用者に限られることに留意すること。

② 前年度の一月当たりの実登録者

施設基準第三十二号の「前年度の一月当たりの実登録者の数」の計算に当たっては、前年度（三月を除く。）の各月の実登録者（月の末日において当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住しており、かつ、当月に当該事業所の登録者であったものをいう。）の実人数を合計した数を、各月（小規模多機能型居宅介護を提供した月に限る。）の末日における当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の合計数で除した数（端数切り捨て）とする。したがって、年度途中で事業を開始した事業所は当該事業開始年度には、三月に事業を開始した事業所は当該事業開始時の翌年度には、本減算は適用されないが、前年度（三月を除く。）の実績が一月以上ある事業所には本減算の適用があり得ること。

③ ②の実登録者については、当該小規模多機能型居宅介護事業所が、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と一体的な運営をしている場合、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を含めて計算すること。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

力 過少サービスに対する減算 (70/100) (届出不要)

- ・ 「通い」を中心に「泊まり」や「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせて対応することを評価する月単位の定額制の報酬について、サービス提供の適正化の観点から、サービス提供が過少である事業所に対する評価を適正化する。
- ・ 事業所の利用者1人当たりの平均サービス提供回数が一週間に4回未満の事業所について適用する。
- ・ 所定単位数に100分の70を乗じた単位数で算定する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

4 小規模多機能型居宅介護費（2 介護予防小規模多機能型居宅介護費）

イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

注3 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス…（略）…、訪問サービス…（略）…及び宿泊サービス…（略）…の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

（3）サービス提供が過少である場合の減算について

① 「利用者一人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、七を乗ずることによって算定するものとする。

なお、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供回数を合算し、また、指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者数を合算して計算を行うこと。

イ 通いサービス 一人の登録者が一日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス 一回の訪問を一回のサービス提供として算定すること。なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、一泊を一回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれ一回とし、計二回として算定すること。

② 登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。

③ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

【参考】（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

- ・ 居宅介護支援事業（介護予防支援事業）を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が有する利用者の情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等について評価を行う。
- ・ 300単位数を加算する。
- ・ 居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）が算定できるもので、小規模多機能型居宅介護事業所が算定できるわけではありません。